

●香川県公安委員会告示第4号

平成14年香川県公安委員会告示第6号（道路交通法の規定による初心運転者講習を行わせる機関の指定）、平成14年香川県公安委員会告示第7号（道路交通法の規定による運転免許取得者教育の認定）及び平成16年香川県公安委員会告示第8号（道路交通法の規定による取消処分者講習を行わせる機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年4月14日

香川県公安委員会委員長 横井久子

1 平成14年香川県公安委員会告示第6号の一部改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
名称及び住所並びに代表者の氏名	事務所の名称及び所在地	講習の種別	指定した年月日	名称及び住所並びに代表者の氏名	事務所の名称及び所在地	講習の種別	指定した年月日
略				略			
株式会社寒川自動車学校 さぬき市寒川町石田西1905番地6 大西重孝	略			株式会社寒川自動車学校 さぬき市寒川町石田西1905番地6 <u>古川清二</u>	略		
略				略			

2 平成14年香川県公安委員会告示第7号の一部改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
名称及び住所並びに代表者の氏名	施設の名称及び所在地	課程の区分	課程の名称	認定をした年月日	名称及び住所並びに代表者の氏名	施設の名称及び所在地	課程の区分	課程の名称	認定をした年月日
略					略				
株式会社寒川自動車学校 さぬき市寒川町石田西1905番地6 大西重孝	略				株式会社寒川自動車学校 さぬき市寒川町石田西1905番地6 <u>古川清二</u>	略			
略					略				

3 平成16年香川県公安委員会告示第8号の一部改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
名称及び住所並びに 代表者の氏名	事務所の名称 及び所在地	講習の種別	指定した 年月日	名称及び住所並びに 代表者の氏名	事務所の名称 及び所在地	講習の種別	指定した 年月日
株式会社寒川自動車学校 さぬき市寒川町石田西1905 番地6 大西重孝	略			株式会社寒川自動車学校 さぬき市寒川町石田西1905 番地6 古川清二	略		
略				略			